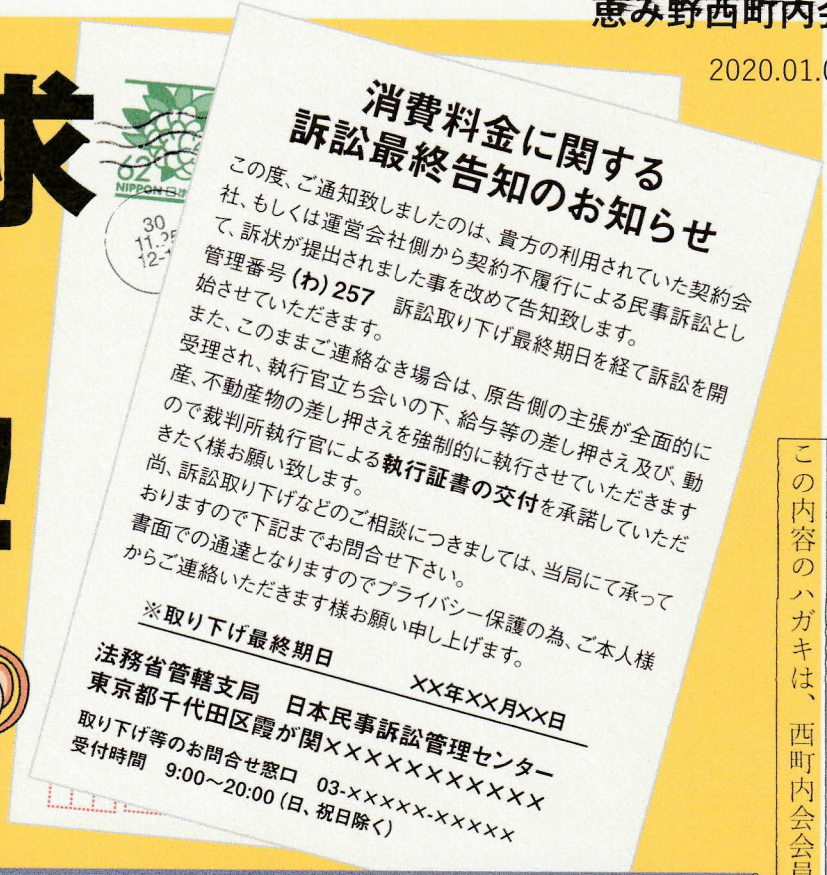
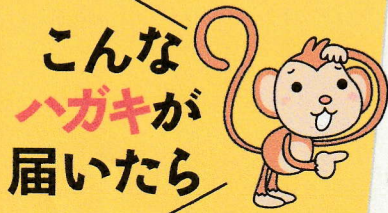
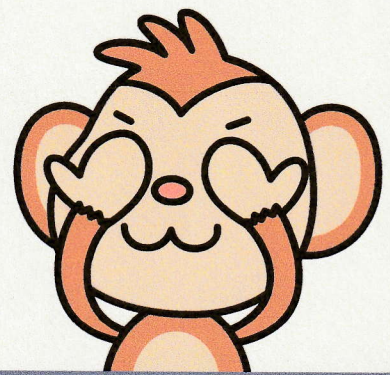


架空請求 被害 急増中!

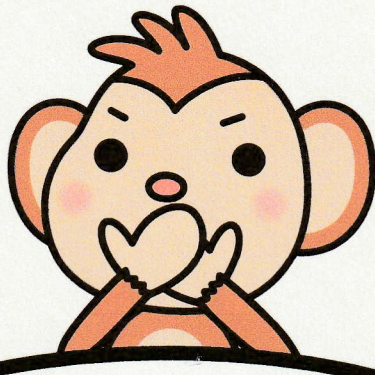


この内容のハガキは、西町内会会員のお宅にも届きました。ご注意ください!

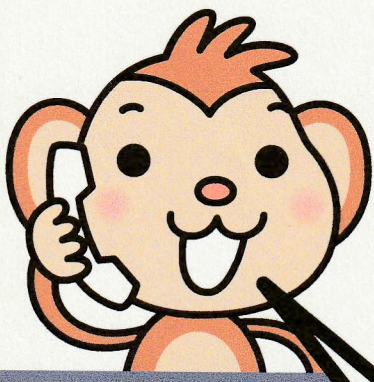
1 まずは、
無視する



2 間違っても、
連絡しない



3 不安なときは、
聞いてみる



消費者ホットライン
188に相談!

詳しくは裏面を
ご覧ください》》

こんな封書、ハガキ届いていませんか？

それ、詐欺かもしれません！！！！

パターン① 封書

New!!!

【封書の中身】

「訴訟」「最終告知」等の言葉を使って焦らせる

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

平成30年10月12日

「差し押さえ」「強制」「履行」等の言葉を使って焦らせる

本人が連絡するよう仕向ける

【封筒】

「重要」と書いて焦らせる

重要

※取り下げ最終期日 平成30年10月17日

取下げできる期間を短く設定し、焦らせる

裁判所からの通知を見分ける方法

裁判所から送られる正式な訴状の送達には、以下のような特徴があります！

【特徴①】

訴状が郵便受けに投函されることや、ハガキで送られることはない。

【特徴②】

郵便職員が名宛人に手渡すのが原則で、受取の際に、「郵便送達報告書」への署名又は押印が求められる。

特定消費料金

訴訟最終告知のお知らせ

管理番号(つ)766

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談にしましては当局にて受けかわっておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡

※取り下げ最終期日 平成30年10月31日

地方裁判所管理局

東京都千代田区霞が関

お問合せ窓口 03-

受付時間9:00~19:00

裁判所をかたる架空請求が最近増加中

ハガキの文面は、封書の中身(パターン①)と似ている場合も

公的機関に類似している場合も

(例)法務省管轄支局
国民訴訟通達センター
(パターン①参照)、
民間訴訟告知センター、
全国紛争相談センター
など

※いずれも国の組織とは無関係です。

まずは、消費者ホットライン(局番なし)188に相談してみましょう！

消費者庁

消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

